

社会福祉法人甲西厚生会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲西厚生会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の業務に伴う報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の種類)

第2条 報酬及び費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 定例監査及び臨時監査への出席
- (3) 行政機関等による監査への立会い
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) 研修会等への出席及び他施設への視察業務
- (6) その他理事長が特に必要と認めた業務

(報酬及び費用弁償)

- 第3条 前条の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)の業務の場合は、報酬として、1日につき3,000円(所得税を除く。)を支給する。
- 2 前条の(5)、(6)の業務の場合は、費用弁償として、旅費を支給する。
 - 3 前項の規定により支給する旅費のうち、宿泊料は別表1のとおりとし、その他の旅費の支給に関する規定は、あやめの里職員等旅費規程を準用する。

【別表1】

| |
|----------------------------|
| 宿泊料（1夜につき） |
| 宿泊に要する実費 《最高限度額》12,000円 |

附 則

この規程は、平成28年12月 1日から施行する。